

**平成21年度
第4回いわき市介護保険運営協議会**

議事録

保健福祉部

長寿介護課

平成21年度 第4回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

I 日 時 平成21年12月16日(水) 15:00~17:00

II 場 所 市役所 本庁舎 8階 第8会議室

III 出席者

会 長	木村 守和	委 員	久保田 幸子
副会長	菊池 真弓	委 員	箱崎 秀樹
委 員	川又 紀夫	委 員	久富 隆資
委 員	鈴木 広幸	委 員	石井 信夫
委 員	大内 俊幸	委 員	荒川 順子

IV 事務局職員

保健福祉部	部長	木村 清
	次長	酒井 宏昌
長寿介護課	課長	坂本 新一
	課長補佐	小川 俊幸
	企画庶務係長	佐々木 篤
	介護予防係長	篠原 美紀
	介護支援係長	門馬 将洋
	介護保険係長	松川 司
	企画庶務係 事務主任	高木 紀子
	主事	木村 隼也
	介護予防係 主査	庄司 貴浩
	主査	鈴木 文雄
地域福祉ネットワークいわき	事務局長	園部 義博

V 議 事

【協議事項】

最重点施策の進捗状況について

- 1 住民参加型の介護予防施策の推進について
- 2 認知症高齢者対策の推進について
- 3 高齢者権利擁護対策の推進について

※ 議事に先立ち、本日の議事録署名人について、石井委員・荒川委員が指名された。

VI 会議の概要

【協議事項】

最重点施策の進捗状況について

1 住民参加型の介護予防施策の推進について

発言者	内容
A委員	行政主導の体操事業に予算を投じるのではなく、要介護状態の方等により多くの時間と経費をかけたほうがよいのではないかと。
B委員	「シルバーリハビリ体操事業」については、筋力の維持・増加や日常生活動作の改善などといった、要介護状態に陥らない効果が得られるほか、「世代間・地域内交流」や「地域住民による相互の支えあい」といった精神的な面についても期待が見込まれ、本協議会にて幾度も議論を重ね、「第5次市高齢者保健福祉計画」の最重点施策の一つとして位置づけたものであり、介護予防の施策として効果的、且つ、不可欠な事業の一つであると思われる。
C委員	平成23年度以降、本市独自の指導士養成講座を行う予定としているが、日程を前倒しして事業展開を図っていくことはできないのか。
事務局	各関係機関との協議状況等を踏まえ、スケジュールの見直しを図りながら可能な限り対応していきたい。
D委員	体操講座の会場までの移動手段がない高齢者等への対応はどのように考えているのか。 移動手段の体制を整えることで、より多くの方々に参加していただくことが可能となると思われるがいかがか。
E委員	送迎時間以外の車両は空いている場合が多いことから、行政が事業所に協力要請をすれば大いに活用することが可能であると思われる。
事務局	民間の資源活用等についても、今後の事業展開の検討と合わせ研究していきたいと考えている。
F委員	現在モデル事業として行っている「地域見守りネットワーク事業」と、将来的には一体となって実施することも考えてみてはどうか。 より地域の方々に浸透し、介護予防に向けた取り組みを実施する「地域社会の構築」にも繋がっていけるのではないかと考えられる。

2 認知症高齢者対策の推進について

発言者	内容
F委員	資料5ページの「(5) 認知症サポーター養成講座」について、養成後の活動はどういったものがあるのか。
事務局	<p>「認知症サポーター」とは、認知症の正しい知識を学び、認知症の方やその家族の方の良き理解者となることを目的としている。</p> <p>養成後については、養成講座で得た知識を持ち帰り、地域の方々等へ周知いただき理解者の拡大を図っているものであるが、それぞれの活動状況については把握できていない。</p>
F委員	養成した「認知症サポーター」と各関係機関とが連携し、新たな介護予防施策について展開できるようなネットワークの構築を今後検討していく必要があるのではないかと思われる。
C委員	<p>佐賀県には、子供から高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民やボランティア等が協働し、支援していく「地域共生ステーション」が整備されている。</p> <p>本市においても、同様の施設を整備することを前向きに検討してみてはいかがか。</p>
事務局	<p>市内の特別養護老人ホームにおいて、敷地内に同法人が運営する保育園を設置し、園児と高齢者の積極的な交流を図っている例がある。</p> <p>現在、本市においては、「地域共生ステーション」と同様の施設は整備されていない状況であるが、今後、情報収集に努めながら研究していきたい。</p>
A委員	認知症の方々のうち、特に女性については、化粧等の身だしなみを意識することで症状が改善されたというケースがある。
E委員	認知症の方それぞれに、日常的な役割を見つけていただき、その役割を継続することで、症状が回復することが見られるため、事業所において、例えば、タクシードライバーであった方には、外出時に助手席に同乗させる等の形態をとっており今後においても継続していきたいと考えている。

D委員	<p>高齢者にとって幸せな介護とは、第一に介護する者が幸せでなくてはならない。</p> <p>認知症総合パンフレットの4ページ中程に「介護者自身のリフレッシュ」とあるが、家庭では男性の協力が不可欠である。また、認知症に限らず、高齢者等を介護している方々にとっても、介護に係る心身の負担は相当なものがある。</p> <p>広報紙等に、介護の体験記等を掲載することで、介護者同士の情報共有や介護者の心のケアに繋がり、たいへん喜ばれるのではないかと。</p>
事務局	<p>検証した中で、可能な限り対応していきたい。</p>
B委員	<p>認知症の方それぞれに合ったそれぞれの介護が必要であるが、介護従事者等においてもその介護の仕方に苦慮されている状況から、在宅で介護されている方々の負担はそれ以上であると思われる。</p> <p>なお、一方で介護保険法第4条第1項に「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める」と明示されており、行政においては、細やかな介護予防サービスの提供と併せ、市民の方々に対する介護予防を促す取組みが今後ますます重要となってくると考えられる。</p>
G委員	<p>認知症総合パンフレットの3ページに記載のある「徘徊高齢者家族支援サービス事業」について、当該パンフレットを全戸配布したことでの効果、具体的に専用GPS端末の貸与状況等はどのようになっているのか。</p>
事務局	<p>当該事業の現在まで把握している利用状況については、概ね横ばいとなっている。</p> <p>パンフレットへ掲載したことでの効果については未だ把握しきれないことから、情報収集し次回報告したい。</p>

3 高齢者権利擁護対策の推進について

発言者	内容
C委員	資料13ページのうち、「(3) 今後の取組み」について、「成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」にて専門機関の設置を検討とあるが、協議会の事務局はどこになるのか。
事務局	協議会の事務局は長寿介護課となる。 なお、専門機関については、直営で運営するのか、又は委託とするのかについて、制度の利用促進を図る目的を踏まえ、十分検討していきたい。
C委員	新たに専門機関を設置するのではなく、例えば、協議会の中に部会を設けるといった手法も考えてみてはいかがか。
事務局	常駐の機関として、相談から申請まで一元的に対応できる機関を設けることができればと考えている。
H委員	実務レベルでのワーキンググループのような機関の設置についても、併せて検討いただければと思う。

【その他】

1 小規模多機能型居宅介護について

発言者	内容
A委員	地域密着型サービスのうち、「小規模多機能型居宅介護サービス」については、住居型の施設で「通い」を中心に「訪問」、「短期宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられ、利用者の能力に応じた、たいへん充実したサービス内容であると感じる。
E委員	「通い」を中心とし、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することができるが、実態としては、宿泊や訪問のみといったように利用サービスが片寄っていることもあるのではないか。小規模多機能型居宅介護サービスの実態について、どのように把握しているのか。
事務局	市内の事業所数、定員等を含め、「小規模多機能型居宅介護サービス」の実態について、次回報告させていただきたい。

2 要介護認定の見直しに伴う一次判定の比較について

発言者	内容
C 委員	<p>本市は、広域都市であることから、全国水準と同様な結果となるのが一般的であるが、二次判定における国との開きの理由について何か分析はしているのか。</p>
事務局	<p>「一次判定結果の比較」について、「軽度者」は本市が 29.3%、国が 31.0%、「変更なし」は本市が 39.1%、国が 41.1%、「重度者」は本市が 31.6%、国が 27.9%という状況であり、概ね国と同水準であると考えられるが、前回お示しした「二次判定結果の比較」における国との差については、分析できていない。</p> <p>今回の対象者が更新申請の経過措置対象者ということもあり、従前の二次判定の結果とすることが前提で審査されていることから、他自治体においても二次判定の結果を重要視しない傾向があり、全国的にばらつきが発生したのではないかと考えられる。</p>
C 委員	<p>4月以降に新規で要介護認定の申請をされた方が 10 月以降の見直し後の要介護認定でどのように変化したのか伺いたい。</p>
事務局	<p>4月に新規申請された方については、有効期限が 10 月末までとなっており、更新申請の認定結果が出始めたところであり、対象者が少ないことから、整理出来次第、協議会にて報告させていただきたい。</p>

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成22年 1月 2日

議事録署名人

石井 信夫 ⑩

議事録署名人

荒川 順子 ⑩